

2010年の税制はこうなる

昨年12月に2010(平成22)年度税制改正大綱が政府・与党より発表されました。主なものを以下に掲げてみました。

1. 中小企業関連税制

- (1) いわゆる「一人オーナー会社」(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置が2010年4月以後終了事業年度から廃止されます。
- (2) 中小企業が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の特例、30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却の特例が2012年3月まで2年間延長されます。
- (3) 小規模企業共済制度の加入対象が個人事業者の家族など共同経営者にまで拡大されます。
- (4) 中小企業倒産防止共済の掛金の限度額が現行320万円から800万円に引き上げられます。
- (5) 法人のグループ内(100%資本関係のある国内会社間)の取引関係
 - ① グループ内での不動産・固定資産・有価証券などの資産の譲渡についての損益は、グループ外にその資産を譲渡する時まで課税が繰り延べられます。
 - ② グループ内の受取配当金は全額益金不算入とされます。
- (6) 連結納税制度の見直し
 - ① 連結納税開始・加入前の子会社(5年超100%株式保有)の欠損金の子会社の個別所得金額を限度として利用可能になります。
 - ② 連結法人間の寄付金が、受領側は益金不算入、支払側は損金不算入となります。
 - ③ 連結納税の承認申請書の提出期限が、現行6ヶ月前から3ヶ月前に変更されます。

2. 消費税

イ. 免税事業者が課税事業者を選択した場合の当該選択の強制期間(2年間)又はロ. 資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初2期間の期間中に、100万円以上の固定資産を取得した場合、取得があった課税期間を含む3年間は、免税事業者に戻ることや、簡易課税制度の適用を受けることができなくなりました。

この改正は、イ.は2010年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始課税期間から、ロ.は2010年4月1日以後設立された法人から適用されます。

3. 相続・贈与税

- (1) 両親や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置
非課税限度額が現行500万円から次の通り引き上げられます。
 - ① 2010年中に住宅取得資金を受けた者 1,500万円
 - ② 2011年中に住宅取得資金を受けた者 1,000万円
 適用は贈与を受けた年の所得金額が2,000万円以下の者に限られます。但し、2010年中の贈与については、現行制度と選択して適用することができます。
- (2) 相続税の小規模宅地の課税の特例につき、2010年4月以後の相続については、イ. 相続税の申告期限までに事業又は居住しない宅地等については、現行200㎡まで50%の減額措置は適用されなくなり、ロ. 一棟の建物の敷地に特定居住用宅地等に該当する部分とそれ以外の部分がある場合は、現行敷地全体が80%減額することができましたが部分ごとに按分して減額割合が計算されるようになります。
- (3) 定期金に関する権利の相続税・贈与税の評価につき、現行は残存期間に応じて給付総額の20~70%等の評価額とされていましたが、2011年4月以後(2010年4月~1年以内契約分は同期間内)の相続・贈与につき、①解約返戻金相当額、②一時金の給付を受けられる場合は一時金相当額、③予定利率等を基に算出した金額、のいずれか多い金額とされます。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

